

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
1	サウンディング調査実施要領	p2.20 II（1）防災計画位置づけ／Ⅳ3（ウ）指定管理業務のリスク分担	一時避難地及び第2次物資輸送拠点（地下駐車場）としての位置づけについて、(1)平常時に求められる対応（スペース・資機材の確保、訓練参加、備蓄品管理等）、(2)災害時に求められる対応（車両退出・開放、避難者受入、かまどベンチ・マンホールトイレの設営等）、(3)これらに伴う費用及び逸失利益（駐車場の休業損失等）の負担区分・精算方法をご教示ください。	（1）（2）平常時及び災害時に指定管理者へ求める具体的な対応については、現時点では未定です。なお、実施要領に記載するかまどベンチ、マンホールトイレ等の整備・管理、並びに災害時の設営については事業者の業務として想定していますが、そのほかの具体的な対応については今後整理する予定としています。 （3）指定管理業務における災害復旧は、市が主たる責任を担い、指定管理者が応急復旧を実施する分担を想定しています。ただし、ご質問の対応に伴う費用及び駐車場の休業等による逸失利益については、現時点で負担区分・精算方法を定めていません。 サウンディングでは、対応可能な業務の範囲や望ましい費用負担・精算方法等について、ご意見をお聞かせください。
2	サウンディング調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	優先枠以外の空き時間等を利用して事業者が収益を上げる自主イベント（マルシェ、有料スポーツ大会等）を実施することに制限はありますか。 また、①参加費・利用料金設定の自由度、②夜間照明の利用可能時間帯や騒音規制等のルールをご教示ください。 イベントやグラウンド利用（騒音、砂埃、夜間照明等）に関して、近隣住民や養精中学校等から過去に寄せられた苦情（騒音、砂埃、夜間照明の明るさ等）の履歴・主な内容を開示いただきたい。	前段について、公園の賑わい創出や事業者の収益機会の確保の観点から、積極的に実施いただきたいと考えています。ただし、一般利用や地域利用との調整は必要となります。 ①自主事業として実施するイベント等の参加料・出店料については、指定管理者において設定することが可能です。ただし、自主事業の実施に当たっては、茨木市都市公園条例その他の関係法令等との整合を図る必要があります。 ②夜間照明の利用は21時までを基本としますが、実施内容等に応じて柔軟な運用を検討する可能性があります。騒音は現時点で具体的な基準を定めていませんが、周辺環境への配慮を前提に運営を行いながら、必要に応じてルールを定めていくことを想定しています。 後段について、事業検討に大きく影響を及ぼすような苦情等は、これまでありません。ただし、周辺環境への一定の配慮を求める要求水準を規定する予定です。
3	サウンディング調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	「提案段階からまちづくり会社と協議し」とあるが、複数企業が単一のFICベースと協議を行うにあたり、各社の提案アイデア（機密情報）の漏洩防止、同社と相性の良い会社が優遇されないための「公平性の担保」はどのように行われるか、仕組みをお示しください。 連携の深さや費用負担を検討するため、①市からFICベースへ現在委託している業務内容と金額規模、②現在のプログラム等の取り組み実績等をご開示ください。 また、事業者が同社に対してイベント支援等の対価として業務委託費等を支払うスキームを想定しているのか、想定しているのであれば考え方・目安等を教えてください。	前段について、FICベースと提案グループの間で機密保持契約を締結することに加え、公募開始後、各提案グループとFICベースとの協議回数・時間等を同一条件とすること等を現時点で想定しています。 中段について、FICベースのHPをご参照ください。 後段について、現時点では、事業者からFICベースへの業務委託範囲や費用負担を一律に義務付けることは想定していません。具体的な委託範囲については、その役割や業務内容に応じて事業者とFICベースの間で調整されることを想定しています。
4	サウンディング調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	エリアの一体連携において、おにクル側の指定管理者仕様書等で本事業との「連携義務」や「費用負担」等は明記されているかご教示ください。 また、両広場（おにクルの広場と本エリアの広場C・D）で機能がバッティングしないための「広場利用の棲み分け、性格分け」の方針があればお聞かせください。	前段について、おにクル側の指定管理者仕様書では、現時点で明記していませんが、次期指定管理業務（令和11年度～）においては、エリア間連携について示す可能性があります。 後段について、おにクルとの機能分担や相互補完のあり方について、事業者のご意見・ご提案をサウンディング調査でお聞かせください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
5	サウンディング 調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	エリアの回遊性を提案する前提として、市役所前線等の「モール化（歩行者空間化等）」に向けた社会実験の結果や道路計画の実現スケジュール見込みをご教示ください。	市道市役所前線の歩行者空間化については、現在検討を進めているところです。令和11年度の整備完了を目指しています。 詳細スケジュール及び整備イメージについては、今年度中に公表する予定です。
6	サウンディング 調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	昨年度のサウンディングで各社から指摘された「附置義務駐車場の緩和（または地下駐車場への充当可否）」および「100人規模のバンケット対応をソフト対応へ変更すること」について、市の現在の見解と公募時における緩和見込みをご教示ください。	本事業では新たな駐車場整備は求めず、既存の中央公園地下駐車場を活用することを基本に考えています。 また、100人規模のバンケット対応については、第1回サウンディングの結果も踏まえ、必須条件とはしない方針です。
7	サウンディング 調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	その他・懸念事項、市に求める支援・条件等として今回、複雑な物件の複合検討のため、現状敷地や駐車場、解体工事等の精度の高い図面や資料を可能であれば、今年度中に開示いただきたい。	公募時に既存資料の公開を予定です。
8	サウンディング 調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	コンペ実施時に開示される場合は、コンペ期間を長めに設定いただきたい。	R9年春に公募開始し、秋ごろの計画認定事業者決定を予定しています。実施要領 4 事業スケジュール（案）をご参照ください。
9	サウンディング 調査実施要領	Ⅲ（4）調査項目	また、現状は公園ではない物件のため、P-PFIで想定する公園管理費や賑わい創出費についても一定の目安や方針を今年度中に開示いただきたい。	指定管理料については、公募時に上限額をお示しする予定です。
10	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	既存水路への既設接続管の付替えや仮排水計画を検討するため、現況のインフラ図面はいつ開示されるかご教示ください。 また、想定外の地下埋設物等により水路工事が難航した場合の費用増は市が負担いただけるかお聞かせください。 「親水空間としての活用可能性」も視野に入れる方針に転換された背景・意図を改めて確認させてください。 また、過去に親水利用を行っていた経緯や、水質・水量等に起因して断念した課題（悪臭、苦情等）があれば開示をお願いします。 水路の「法的位置づけ」について、「都市公園内の水景施設」扱いか、それとも「法定外公共物」「下水道」扱いかご教示ください。（親水デッキ等設置の許可ハードル確認のため）。 親水空間としての提案を検討するため、①水路の平面図、縦断・横断図、設計流量・流速データ、②水源および直近の水質検査データ（大腸菌群数、BOD等）、③水利権の有無や管理者（河川管理者か下水道管理者か）の情報をご開示ください。 水質・清掃コストについて、①現在水路にかかっている清掃コスト・頻度の実績値の開示、②親水空間として活用した場合の日常的な清掃・水質維持費の増額分は指定管理料の算定根拠に含めてよいかご教示ください。	・現況のインフラ図については、可能な範囲で、公募時にお示しする予定です。 ・市が提示した既存資料から予見できない埋設物の影響による費用増等は市の負担とすることを想定しています。具体的には、公募時に公表する基本協定書案をご参照ください。 ・「親水空間としての活用可能性」も視野に入れる意図は、「参考資料_変更要点等」をご参照ください。 ・水路については、都市公園内の水景施設として位置付け、法定外公共物として取り扱う予定です。なお、公募対象公園施設における許可は不要とする予定です。 ・①水路の平面図、縦断・横断図については公募時に公表予定、設計流量・流速データについてはございません。 ・②水源は勝尾寺川で、水質検査データはございません。 ・③水利権は存在しており、管理者は本市（担当課：建設部下水道施設課水路係）です。 ・水質・清掃コストについて、 ①管理実績について、直営作業班にて対応しているため、委託費等のコストはございません。（過去5年間での清掃実績は無し） ②問題ございません。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
11	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	パークセンターの規模感（必要床面積、部屋数）や夜間開館等の必須要件、また市が想定している「ベース要件（最低限担保すべき常駐スタッフ人数、市民活動支援回数等）」は現時点で存在するかご教示ください。	現時点で、必要床面積や部屋数、常駐スタッフ人数等を規定することは想定していません。 パークセンターは、貸室・会議機能を備える施設というより、誰もが気軽に立ち寄ることができ、スタッフから公園や周辺エリアの情報を得たり、地域の活動やイベントにつながることできる、まちと公園の身近な交流拠点をイメージしています。「参考資料_変更要点等」P.4「パークセンターの追加による管理運営機能の強化」
12	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	駐車場利用料金制の導入にあたり、近隣相場や需要変動、公園テナントとの連携（割引サービス等）を目的として、事業者の裁量で駐車料金を弾力的に変更（値上げ・値下げ等）することは可能かご教示ください。 料金収受等においてインボイス制度への対応や、老朽化した精算機等のシステム改修が必要な場合、その初期投資は市の負担となるかご教示ください。	前段について、駐車料金の変更については、条例で定める範囲内で変更は可能です。ただし、市と協議の上決定することとなります。なお、施設利用者への割引サービス等については、条例に基づいて運用してください。条例で対応できないものについては、テナントが市内共通の回数券を購入し、利用者に配布する方法も考えられます。 後段について、精算機システムは現在リースにより運用しており、市民サービス確保の観点から、無料・減免処理、回数券の使用等はすべての市営駐車場（公共施設等附帯駐車場も含む）で共通利用できる環境にすべきと考えているため、本事業の供用開始後は、事業者において中央公園駐車場以外の市営駐車場に設置されている発券機・精算機等と同じメーカーの機器を設置してください。なお、当該費用は事業者の業務範囲に含まれます。
13	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	エリアの一体的なイベント誘致、回遊性向上、景観向上のため、①グラウンドとサンクンとの事業境界ラインの見直し（p-pfi事業エリアの一部拡大）は可能でしょうか、②グラウンドを現在の土から「人工芝」等へ改修する提案は可能でしょうか。また、その費用は特定公園施設の整備費として認められるかご教示ください。	①P-PFIのエリア変更は想定していません。ただし、P-PFIエリア設定範囲以外の整備について、事業者負担での提案は可能です。 ②人工芝等への改修についても、事業者負担による提案は可能です。ただし、人工芝化等により、現在実施しているイベントや既存利用者による利用が困難となる提案は想定していません。現在のグラウンドの利用形態や利用機会を確保できることを前提に、維持管理面も含めてご提案ください。 なお、上記のとおり、P-PFIのエリア外への整備費を特定公園施設の整備費として計上することはできません。
14	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	インフラ接続に関して「やむを得ない事情があり」とありますが、具体的にどういった事情までが考慮されるのかご教示ください。 また「Wi-Fi等のインフラ接続点を」について、事業者側でWi-Fiを敷設し運営する必要があるのかお聞かせください。	前段について、敷地条件や既設インフラの配置等により、独立したインフラの整備が物理的・技術的に困難となる場合等を想定しています。 後段について、Wi-Fiの設置有無は検討中です。必要性事業者の提案によるものとします。（ダムパは？）
15	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	カフェ等の便益施設へ向けた給排水管の埋設について、躯体存置により支障が出る可能性もあると考えています。 市としてインフラの引き込みルートは担保・事前整備いただけるのか、また、電気・給排水・ガス等の引込ルート図および現在の許容容量をお示しください。	市による引き込みルートの事前整備等は予定していません。便益施設の施設配置含め事業者の提案によるものとします。No.10の回答も併せてご参照ください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
16	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	施設投資（再投資）による管理期間終了後の残存資産額の取扱いについて、追加設備投資分等含め、終了時点で市が残存簿価で買い取る（買取請求権）が設定される認識でよいか。 また、事業者収益でハード整備した場合、寄付金課税等の税務上不利益が生じないスキームか確認したい。	管理期間終了時の追加設備投資等について、市が残存簿価で買い取ることは想定していません。 また、収益の還元方法については、事業者による直接のハード整備に限定するものではなく、例えば市への金銭的な還元・拋出を通じて、市が本公園及び周辺エリアの再整備や機能向上に活用する方法なども考えられます。 具体的な還元・再投資の方法については、資産の帰属や事業期間、税務・会計上の合理性等も踏まえ、実現可能なスキームについて、ご提案・ご意見をお聞かせください。
17	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	指定管理のベースラインコストを算定するため、現在グラウンドや周辺緑地等にかかっている維持管理コストの実績（除草、剪定、清掃、ゴミ処理、光熱水費等の内訳）と、管理者向け「業務水準書」をご開示ください。	公募時に公開を予定です。
18	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	指定管理料の算定基準について、①民間努力で駐車料金収入等が向上した場合、指定管理料が下げられる（民間利益が減少する）仕組みとなるのか。また、その際の計算式はどのようなものか。②昨今の物価高騰等を加味し、事業者が赤字にならない適正な上限額が「経年による見直し」として設定される認識でよいか。	①収入が一定水準を上回った場合に、その一部を市に還元するなど、民間事業者の経営努力のインセンティブとなる仕組みを検討しています。本方針に対するご意見やご要望について、今回のサウンディングでお聞かせください。 ②物価や人件費等の大幅な変動については、社会経済情勢の変化を踏まえ、指定管理料を適切に見直す仕組みを設ける方向で検討しています。具体的な改定要件や算定方法については、公募時にお示しします。
19	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	駐車場利用料金制の導入において、収益分配（アップサイドの共有）を求めるのであれば、想定を大幅に下回る赤字が発生した際に指定管理料を増額する等の「ロスシェアリング（リスク共有）」の仕組みもセットで導入される認識でよいか。 あわせて、本事業で市が最低限確保したい金額的目安があればお示しください。	駐車場収入については、民間事業者の経営努力がインセンティブとして働く仕組みとすることを基本に、収益のアップサイドだけでなく、収入が想定を下回った場合のリスク分担も含め、官民双方にとって適切なルール設計を検討していきたいと考えています。 現時点で、市として最低限確保すべき具体的な金額は設定していません。今後、過去の利用実績や収入実績等を踏まえて基準となる水準を設定するとともに、収益・リスクの分担方法について検討します。今回のサウンディングでご意見をお聞かせください。
20	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	「一時避難地であることを踏まえ～」とありますが、災害発生時に管理者として求められる具体的な水準（スタッフの動員基準、マニュアル、備蓄品の提供範囲等）をお示しください。	現時点では、スタッフの動員基準や備蓄品の提供範囲等について具体的な水準は定めていません。今後、市の地域防災計画や既存の避難地運用との整合を図りながら、指定管理者に求める役割を整理する予定です。具体的な対応水準については、公募条件等において示します。
21	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	「上限額6億円は現時点の目安であり予算措置を確約ではない」とのことだが、金額が確定する時期と、市が想定している整備費内訳の考え方をご教示ください。	上限額は、今後の事業条件の整理を踏まえて確定する予定です。上限額は公募時に示します。 整備費については、特定公園施設の整備に必要な工事費、設計費等を他事例や直近の物価上昇などをふまえ設定しています。具体的な対象範囲や費目について公表予定はありません。
22	サウンディング 調査実施要領	Ⅳ 1事業内容	「七五三や誕生日等の記念日での利用ニーズが期待できる場合は～」とありますが、「期待できる場合」とは事業者の裁量をもって判断する（期待できないと判断すれば設置不要とする）認識でよいかが教示ください。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
23	サウンディング調査実施要領	IV 1事業内容	事業範囲への追加にあたり、地下駐車場やグラウンドの「現在の管理スタッフ」の雇用継承義務、あるいは既存の清掃・保守等に関する「契約の引き継ぎ義務」は生じない認識でよろしいでしょうか。 また、既存の保守メンテ契約（機器類等）やリース契約等をそのまま引き継ぐ義務が生じるものがあれば、すべて開示いただけますでしょうか。	前段について、いずれも生じないものとお考えください。 後段について、No.12の回答を参照ください。
24	サウンディング調査実施要領	IV 3 リスク分担（案）	安全管理責任の分界点について、「最大増水ライン」が示されていますが、豪雨による越水被害や水難事故等が発生した場合の損害賠償責任や原状復旧費用は、不可抗力として市が負担する認識でよいかご教示ください。	通常想定される降雨・増水に対する日常的な安全管理や立入制限等については、管理運営を担う事業者に一定の役割を担っていただくことを基本に考えています。一方で、具体的な責任範囲については、小川水路及びその周辺をどの程度活用するかによっても異なると考えています。例えば、利用者が水際に近づく親水利用やイベント利用等を行う場合には、その活用内容に応じた安全管理上の対応が必要となります。 また、通常の管理では回避することが困難な豪雨等の不可抗力による被害については、適切な官民のリスク分担を設定する必要があると考えています。 このため、今回のサウンディングでは、提案する活用内容を踏まえ、事業者としてどの範囲まで安全管理上の責任及びリスクを負担可能か、また、市との役割分担をどのように設定することが適切かについてご意見をお聞かせ下さい。
25	サウンディング調査実施要領	IV 3 リスク分担（案）	「予算の範囲内における経常維持修繕（指定管理者）」と「大規模改修（市）」の区分について、①具体的な境界・金額基準（1件〇万円未満は事業者負担等）はあるか、②システム更新（発券機・精算機・ゲート等）や照明LED化等の設備更新はどちらの負担か、③引き渡し時点で潜在していた老朽化や瑕疵による修繕は事後であっても市負担（大規模改修）となる認識でよいか。	①修繕費については、指定管理者が負担する修繕費に一定の上限額を設定し、当該上限額を超える修繕については、市が負担することを想定しています。具体的な上限額や負担区分については公募時に提示予定です。 ②事業者の負担となります。No.12の回答も併せてご参照ください。 ③経年施設については、一定の老朽化を前提として管理運営を行う必要があることから、修繕の負担区分については、原則として①で設定する基準に基づき判断することを想定しています。
26	サウンディング調査実施要領	IV 3 リスク分担（案）	施設整備時の「物価変動リスク」について、建設工事請負契約約款に準じた「インフレスライド条項」等を適用し、基本的には市が変動分を負担（上限額の引き上げ等）する仕組みとする認識でよいかご教示ください。	特定公園施設については、基本的にご理解のとおりです。具体的な算定基準や指標等については、公募時にお示しします。一方、公募対象公園施設については、物価変動リスクは原則として事業者負担とします。
27	サウンディング調査実施要領	IV 3 リスク分担（案）	指定管理期間中の「法令変更」について、最低賃金の上昇等により人件費が高騰した場合、事業者の企業努力に帰するものではないため、指定管理料の増額改定（スライド改定）の対象となる要件として協定に明記されるかご教示ください。	最低賃金の上昇等による人件費の変動については、指定管理料の見直し対象とすることを想定しています。No.18の回答をご参照ください。
28	サウンディング調査実施要領	IV 3 リスク分担（案）	協定締結後および事業期間中の急激な経済変化による「金利変動リスク」について、資金調達金利に影響を及ぼす場合、整備費の上限引き上げや指定管理料の算定基準（利回り）見直しの仕組みはあるかご教示ください。	公募対象公園施設に係る金利変動リスクについては、事業者負担とします。特定公園施設についても、原則として事業者負担とすることを想定しています。 ただし、現在の金利動向等を踏まえ、どの程度まで事業者がリスクを負担可能か、また、どのようなリスク分担が適切かについてご意見をお聞かせ下さい。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
29	サウンディング調査実施要領	Ⅳ 3 リスク分担（案）	豪雨等の不可抗力による特定公園施設の修繕費は市の負担で復旧等を行う認識でよいでしょうか。	豪雨等により特定公園施設に損害が生じた場合は、不可抗力への該当性、当該不可抗力と損害との因果関係、損害の内容・程度等を確認した上で、市と指定管理者で協議し、修繕費の負担を決定することを想定しています。
30	サウンディング調査実施要領	Ⅳ 3 リスク分担（案）	また、災害時の「応急復旧の実施」に要した実費（資材費、特別人件費、外注費等）については、事後に市から全額補填されるのかご教示ください。	応急復旧に要した費用について、一律に全額を市が補填するものではなく、実施内容や費用の妥当性等を確認した上で、市と指定管理者で協議し、負担を決定することを想定しています。（協定の話）
31	サウンディング調査実施要領	Ⅳ 3 リスク分担（案）	運営リスクについて、市の求める過大な機能要件（バンケット等）の維持が困難となりやむを得ずテナント退去等を余儀なくされた場合、協定期間中であっても本市と柔軟に協議・見直しを行える条項は設けられるかご教示ください。	公募時に示す事業条件等を前提として事業提案いただくことを基本とします。 一方、事業期間中に社会情勢や事業環境の変化等により、当初の事業内容の継続が困難となった場合には、必要に応じて市と事業者で協議することを想定しています。 なお、バンケット機能については、現時点で本事業の必須条件として求めることは想定していません。
32	サウンディング調査実施要領	Ⅳ 3 リスク分担（案）	リスク分担の負担が本市・認定計画提出者となっていますが、負担案分に関して、具体的な境界・金額基準等をご教示ください。また、その基準については、今後の協議・調整事項とする認識でよいでしょうか。	No.18の回答をご参照ください。 今回のサウンディングでは、特に明確化を求めるリスク項目がある場合、その境界や基準を含めてご意見をお聞かせください。
33	サウンディング調査実施要領	Ⅳ 3 リスク分担（案）	認定計画提出者事由のリスク分担は記載されていますが、市側の債務不履行に関する負担については明確に記述されていませんが、その理由について教えてください。	ご指摘を踏まえ、「本市の責めに帰すべき事由による協定内容の不履行」については本市負担とする旨を、公募設置等指針等において明示する予定です。
34	サウンディング調査実施要領	Ⅳ 3 リスク分担（案）	「認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償」について、負うべき責任がないと明記されているにも関わらず、なぜ、認定計画提出者がリスク負担をすることの意味を教えてください。	ご指摘のとおり、当該記載では責任の所在が不明確となるため、協定書案における第三者損害の考え方との整合を図り、公募設置等指針等において修正します。 第三者への損害については、本市及び認定計画提出者それぞれの責めに帰すべき事由に応じて負担する考えです。
35	サウンディング調査実施要領	Ⅳ 4 (1) 事業期間	スケジュールの柔軟性について、令和12年（2030年）4月供用開始予定だが、既存地下躯体の状況等により工事遅延が生じた場合、供用開始時期の見直しや段階的オープン（完成エリアからの順次供用等）は認められるかご教示ください。	令和12年（2030年）4月の供用開始を基本とします。 ただし、既存地下躯体の状況等、事業者の責めに帰すことのできない事由により工程への影響が生じる場合は、供用開始時期の見直しや段階的な供用を含め、市と事業者で協議することを想定しています。
36	サウンディング調査実施要領	5-6 Ⅲ（４）調査項目No.9（まちづくり会社との連携）	まちづくり会社（FICベース）との連携について、(1)提案段階における協議の方法・時期・窓口、(2)連携に伴う費用負担（業務委託費・分担金等）の想定、(3)複数の応募グループが協議する場合の情報遮断・公平性確保の方策、(4)連携内容の審査評価への反映方法をご教示ください。	(1) 提案段階において、FICベースとの直接対話を行うことを想定しています。必要に応じて、市から窓口をご案内します。 (2) 連携に伴う費用負担については、具体的な連携内容に応じて事業者とFICベースとの間で協議いただくことを想定しています。 (3) 複数の応募グループが協議する場合は、各応募者間の情報遮断を徹底し、公平な条件で対話機会を確保します。No.3の回答も併せてご参照ください。 (4) FICベースとの連携内容については、提案全体の評価項目の一部として審査に反映することを想定しています。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
37	サウンディング 調査実施要領	p5-6 Ⅲ（４）調査 項目No.7／地域優 先枠の利用実績	地域優先枠について、(1)枠の設定主体・対象団体・申込ルール、(2)本事業開始後も現行と同一の枠組みを維持する必要があるか、(3)自主事業・イベント実施のため、優先枠及び一般枠の運用（予約受付時期、枠の見直し、繁忙期の調整等）を指定管理者の提案により変更することが可能かをご教示ください。	(1) 地域優先枠については、スポーツ推進課において設定・運用しています。対象団体や申込ルール等の詳細については、同課の運用によります。 (2) 本事業開始後も、地域優先枠の仕組みは維持する必要があります。 (3) 優先枠及び一般枠については、市内の他のグラウンドと同様の運用を基本とし、指定管理者の裁量のみで変更することはできません。
38	サウンディング 調査実施要領	p5-6.9 Ⅲ（４）調 査項目No.7／Ⅳ1 （２）業務の概要	グラウンド（南・北）の管理業務について、(1)現行の業務範囲（黒土・砂の補充、整地・転圧、ライン引き、防球ネット・フェンス・照明・付帯施設の点検保守等）及び管理水準、(2)現行の年間管理費用の実績、(3)本事業で求める管理水準（現行同等か向上か）をご教示ください。	(1)(2) 現行の業務範囲、管理水準及び年間管理費用の実績については、可能な範囲で公募時にお示しする予定です。 (3)本事業では、現行水準を下限とし、提案内容に応じて管理水準の向上を期待しています。
39	サウンディング 調査実施要領	P11/Ⅳ1(4)①公募 対象公園施設	必須提案施設であるレストラン等の公募対象公園施設について、地域団体との協働、地域食材・事業者との連携、イベント・市民活動との連動、情報発信等、コミュニティ形成の観点から市が期待する役割があればご教示ください。また、これらは公募対象公園施設側の自主的取組か、指定管理者との連携事項として求める想定かご教示ください。	市として特定の連携手法を必須とするものではなく、地域団体や地域事業者との連携、イベント・市民活動との連動、情報発信等を含め、コミュニティ形成に資する提案を期待しています。 評価にあたっては、公募対象公園施設単体の取組に限らず、指定管理業務との連携も含め、事業全体として総合的に判断する予定です。
40	サウンディング 調査実施要領	実施要領P11～12	応募者が整備後にテナントリーシングを実施する転貸方式は可能でしょうか。	可能です。テナントリーシングを含む運営形態は認める想定ですが、認定計画提出者が事業主体として、施設の設置・管理及び事業全体に責任を負うことを前提とします。
41	サウンディング 調査実施要領	実施要領P11～13	レストランとカフェ・ベーカリー・物販施設等との複合提案は可能でしょうか。	可能です。
42	サウンディング 調査実施要領	実施要領P11～13	店舗用の駐車場が不可の理由をお聞かせください。	周辺に既存駐車場が確保されていることや対象敷地が限られていることに加え、中心市街地における回遊性の向上や「歩いて楽しい」まちなかの形成を推進する観点から、公募対象公園施設専用の駐車場を設けることは想定していません。
43	サウンディング 調査実施要領	実施要領P11～13	ドライブスルーが不可の理由をお聞かせください。	No.42の回答をご参照ください。
44	サウンディング 調査実施要領	12 Ⅳ1（４）②ア （イ）パークセン ター	特定公園施設の整備費について市の負担上限額が示されていますが、現時点で市が想定されているパークセンターの構造（RC造、S造、ユニット建築等）をご教示ください。 構造種別は概算事業費を大きく左右し、参画可否を判断するうえでの前提となります。提案の自由度を確保する観点から指定がない場合は、その旨をご教示ください。	構造種別については、現時点で特段の指定はありません。提案の自由度を確保する観点から、事業者提案とすることを想定しています。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
45	サウンディング 調査実施要領	12-13 IV 1（４） ②（イ）パークセ ンター	パークセンターの運営について、(1)市として想定する人員体制・開館時間、(2)運営費（人件費・光熱水費等）は指定管理料の対象か、自主事業収入等により賄う想定か、(3)市民活動団体等への貸出しに係る使用料の設定方法と収入の帰属をご教示ください。	(1) パークセンターの人員体制及び開館時間については、No.11の回答をご参照ください。 (2) パークセンターの運営に必要な人件費・光熱水費等は、指定管理料に含むことを想定しています。 (3) 市民活動団体等への貸出しを行うスペースとするかについても、今回のサウンディングでご意見をお聞かせください。貸出しを行う場合の利用料金は条例に定める金額とし、その収入は指定管理者に帰属することを想定しています。
46	サウンディング 調査実施要領	P12（４）整備 内容 ②特定公園 施設の種類の （イ）パークセ ンター	パークセンターの設置検討に係り以下の点を確認させてください。 ・パークセンターの設置が追加となった経緯 ・パークセンターに求められる目的・機能（打ち合わせや情報発信の規模感等） ・パークセンターの運営管理費に関する費用負担及び役割分担イメージ（P10の表中のいずれに該当するのか）	・パークセンターは、公園全体を有効に活用していくために必要な管理運営・情報発信・市民活動・交流等の機能を担う、公園のハブ拠点として新たに位置付けたものです。詳細は「参考資料：変更要点等」をご参照ください。 ・求める目的・機能については、No.11の回答をご参照ください。 ・P.10の表中の「特定公園施設:認定計画提出者が事業対象地の指定管理者の指定を受けて管理運営」に該当します。
47	サウンディング 調査実施要領	p12-14/IV 1（４） 整備内容「②特定 公園施設の種類の （イ）パークセン ター」／「ウ 市に よる特定公園施設 の整備費用の負 担」	パークセンターのうち、市民活動、交流、打合せ、休憩等に供する共用・市民利用スペースについて、その整備費は、特定公園施設の整備費として本市が負担する費用の対象となるのでしょうか。また、供用後の維持管理・運営費について、指定管理料等の対象となる範囲があればご教示ください。	No.45およびNo.46の回答をご参照ください。
48	サウンディング 調査実施要領	13-14 IV 1（４） ②ア（コ）水路施 設／小川水路の状 況	実施要領では事業対象区域内の水路構造物をすべて改修することとされていますが、その目的をご教示ください。水路を親水空間等として一体的に活用することを期待されているのか、既存水路の老朽化等を踏まえた更新の判断によるものかをお聞かせください。 また、水路改修は既存構造体の状況や公道との取り扱いなど、事業性・施工性を大きく左右します。つきましては、(1)計画流量及び計画高水位の根拠、(2)現況の平面図・縦横断面図・構造図、(3)水位観測等のデータ、(4)並行する遊歩道に埋設された上下水道占用物件の位置図をご開示ください。 あわせて、事業対象区域に係る現況図面（上下水道、電気、通信等の埋設管を含む）についても、可能な範囲でご開示ください。	水路については、老朽化を踏まえ更新が必要と考えています。その上で、事業者提案の自由度を確保する観点から、暗渠化に限定せず、親水空間や修景空間としての活用を含めた提案を期待しています。 (1)～(4)及び事業対象区域の現況図面については、市が保有する資料を整理の上、公募時に可能な範囲で開示する予定です。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
49	サウンディング 調査実施要領	13-14 IV 1（４） ②（コ）水路施設 ／小川水路の状況	小川水路は農業用水機能を有するとのことですが、(1)水利権者及び水路管理者との協議は市と事業者のいずれが行うのか、(2)現時点の協議状況と想定される制約条件（かんがい期の断水不可、通水量の確保等）、(3)協議が整わない場合の工程遅延リスクの負担区分をご教示ください。	(1) 市が関係者との調整窓口を担い、事業者は提案内容や施工方法等の説明・資料作成に対応するなど、市と事業者が役割分担の上で実施することを想定しています。 (2) 現時点で水利権者との協議実績はございません。かんがい期における通水確保等、農業用水としての機能を維持することが前提となります。 (3) 公募時に示す条件を満たすことを前提に提案いただくため、当該条件の範囲内における工程リスクは原則として事業者負担とします。 なお、公募時に示していない条件が水利関係者等との協議により追加され、工程等に影響が生じる場合は、市と事業者で協議の上、対応を決定することを想定しています。
50	サウンディング 調査実施要領	13-14, 22 IV 1 （４）②（コ）／ IV 4（２）公募ス ケジュール／福祉 文化会館の解体お よび引渡し状況の 計画	福祉文化会館の解体は令和９年度中の完了予定とされ、旧市民会館等の地下構造物が複数存置しているとのこと。 (1)地下構造物の位置・深さ・範囲が分かる資料、(2)市の解体工事における撤去範囲（存置か撤去か）、(3)区域の引渡し時期と、出水期・かんがい期を避ける必要がある水路施工との工程上の前提、(4)存置構造物が基礎工事・水路改修の支障となった場合及び解体が遅延した場合の費用・工程リスクの負担区分をご教示ください。	(1) 概要は参考資料に示しているとおりです。詳細資料は公募時にお示しします。 (2) 撤去範囲は公募時にお示しします。 (3) 引渡しは令和10年4月頃を予定しています。なお、水路施工については、出水期（6～10月）及びかんがい期（5～10月）を避けて実施する必要があります。 (4) 費用・工程リスクの負担区分は、公募時にお示しします。
51	サウンディング 調査実施要領	13.20 IV 1（４） ②（エ）植栽／IV 3（ウ）	高木を主体とし目標緑化面積を上回る緑化を求められていますが、(1)整備後の樹木の維持管理費（剪定・薬剤散布・落葉対応・支柱更新等）は指定管理料の対象か、(2)枯損時の補植の費用負担区分、(3)目標緑化面積の算定方法（樹冠投影面積か地被面積か）をご教示ください。	(1) 指定管理料の対象となります。 (2) 指定管理者負担となります。 (3) 本市の緑化計画に準じる方向で整理し、公募時にお示しします。
52	サウンディング 調査実施要領	P13（４）整備 内容 ②特定公園 施設の種類の （コ）水路施設	特定公園施設における水路施設について、「事業対象区域内の水路構造物（小川水路）」を全て改修すること」とされておりますが、具体的な改修の範囲（上流・下流の境界等）及び改修の主たる目的（単なる現状の機能維持・更新か、親水空間としてのデザイン刷新・親水化か）をご教示ください。併せて、水路の維持管理における責任区分について、事業対象区域内は民間（事業者）、その他の区画は市（官）になる想定でしょうか。途中で責任区分を分けると複雑になることが懸念されるため、管理運営上の責任分界点の考え方をご教示ください。	・範囲は、実施要領P.9に示すP-PFI対象区域のうち、水路施設に該当する部分を基本とします。 ・改修の主たる目的は、「参考資料_変更要点等」の小川水路を含めた一体的な空間整備（P7）に示すとおりです。老朽化に伴う更新を基本としつつ、親水性や修景性を含めた一体的な空間整備について、事業者提案を期待しています。 ・維持管理については、今回改修する範囲を指定管理者の管理対象とする方向で整理し、具体的な責任分界点は公募時に明示します。回答No.24も併せてご参照ください。
53	サウンディング 調査実施要領	p13-14,19-20/IV 1（4）整備内容 「②特定公園施設 の種類－「（コ） 水路施設」／IV 3 （イ）（ウ）リス ク分担	親水的な活用には魅力がある一方、降雨時の急激な水位上昇や流速増加を踏まえると、日常的な安全管理や増水時の利用制限、事故時の責任分担等が事業者側の大きな負担になる可能性があると考えています。市として、こうした管理・安全面のリスクについてどのように考えていますか。	管理・安全面のリスクに関する基本的な考え方は、No.24の回答をご参照ください。 小川水路については、「参考資料_変更要点等」P.7に示すとおり、一体的な空間整備を想定しています。具体的な活用方法や、それに応じた安全管理のあり方については、今回のサウンディングでご提案・ご意見をお聞かせください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
54	サウンディング 調査実施要領	実施要領P13～ 14、参考資料P7～ 8	6億円の予算案の内訳はどのようにお考えでしょうか。内訳をご開示ください。	No.21の回答をご参照ください。
55	サウンディング 調査実施要領	実施要領P13～ 14、参考資料P7～ 8	水路の改修はどのような内容をお考えでしょうか。想定内容をご開示ください。	「参考資料_変更要点等」小川水路を含めた一体的な空間整備（P7）に示すとおりです。
56	サウンディング 調査実施要領	実施要領P13～ 14、参考資料P7～ 8	洪水・増水・浸食等に起因する維持管理及び損害発生時の責任分担はどのように考えておられますでしょうか。	洪水・増水・浸食等を踏まえた日常的な維持管理については、事業者に担っていただくことを基本とします。施設整備にあたっては、「参考資料_変更要点等」に示す増水時の状況等も踏まえ、適切な耐久性及び維持管理性を備えた計画をご提案ください。
57	サウンディング 調査実施要領	P14/IV1(5)イ 提案事業による収益	パークセンターや公園を活用し、地域団体・市民・学生・企業等と連携した有料ワークショップ、スクール、マルシェ、体験プログラム等を実施する場合、指定管理者による自主企画、地域主体との共同企画、地域主体への場所提供それぞれについて、料金設定・収益帰属・市への承認手続の考え方をご教示ください。	現時点では、具体的な実施方法や料金設定、収益帰属等については、事業者提案を踏まえ、市と協議の上決定することを想定しています。 また、実施にあたっては、企画内容、料金設定、施設利用への影響等について事前に市と協議し、必要な承認を得ることを想定しています。
58	サウンディング 調査実施要領	P14/IV1(5)指定管理料、利用料金収入及び収益の取扱い	市民活動の相談・伴走支援、地域プレイヤーの発掘・育成、FICベースやおにクル等との調整、情報発信等を指定管理業務として求める場合、それらに必要なコミュニティマネージャー等の人件費及び活動費は、指定管理料の積算対象として想定されていますか。あわせて、市が想定する活動量・サービス水準があればご教示ください。	必要な人件費及び活動費は指定管理料に含むことを想定しています。 現時点で具体的な活動量やサービス水準は定めておらず、事業者提案に期待しています。今回のサウンディングでは、どの程度の体制・関与が可能かについてもご意見をお聞かせください。 No.11の回答も併せてご参照ください。
59	サウンディング 調査実施要領	p14 IV 1（5）指定管理料、利用料金収入及び収益の取扱い	利用料金制について要領では地下駐車場のみ明記されていますが、グラウンドの利用料金について、(1)利用料金制の対象となるか（使用料収入は市の収入か指定管理者の収入か）、(2)現行の料金体系及び直近3か年の使用料収入実績、(3)料金設定の裁量の有無をご教示ください。	(1) グラウンドについても利用料金制の対象とし、利用料金収入は指定管理者に帰属することを想定しています。 (2) 現行の料金体系については、市ホームページをご確認ください。直近3か年の収入実績については、公表可能な範囲で、公募時にお示しする予定です。 (3) 利用料金は条例に定める範囲内で設定することとなります。
60	サウンディング 調査実施要領	p14-15 IV 1（5）エ 市による指定管理料の負担	指定管理料の上限額は「地下駐車場の利用料金収入を管理運営費から差し引いた額を基本として設定」とされていますが、(1)想定額の基準とする年度（実績年度）の考え方、(2)利用料金収入が想定を下回った場合の指定管理料の変更・協議に関する規定を設ける想定の有無をご教示ください。	(1) 指定管理料の上限額の設定にあたっては、過去の利用実績及び収入実績等を踏まえ、基準となる水準を設定する予定です。具体的な算定方法は公募時にお示しします。 (2) No.19の回答をご参照ください。利用料金収入が想定を下回った場合のリスク分担についても、官民双方にとって適切なルールを検討し、公募時にお示しする予定です。
61	サウンディング 調査実施要領	実施要領P14～15「指定管理料、利用料金収入及び収益の取扱い」	指定管理料の上限額及び積算根拠はいつ頃公表予定でしょうか。	指定管理料の上限額は、公募時にお示しする予定です。積算根拠の公表は予定していません。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
62	サウンディング 調査実施要領	実施要領P14～15 「指定管理料、利 用料金収入及び収 益の取扱い」	人件費・物価上昇時の指定管理料見直し制度は想定されていますでしょうか。	No.18の回答をご参照ください。
63	サウンディング 調査実施要領	P15/IV1(5)イ 提 案事業による収益	地域プレイヤーの新たな活動を立ち上げるための社会実験、試行イベント、活動立上げ支援等に 要する費用について、指定管理料、提案事業収益、駐車場収入等を原資として充当することは可 能でしょうか。また、活動支援のための小規模な助成・チャレンジ枠等を事業者提案として設け ることは可能でしょうか。	現時点では、活動の内容に応じて、指定管理料、提案事業による収益、駐車場利用料金収入等を 充当することは可能と考えています。なお、収支については、指定管理業務、自主事業等の区分 が明確となるよう整理していただくことを想定しています。 また、地域活動を支援する小規模な助成やチャレンジ枠等についても提案可能です。こうした取 組について、通常の指定管理料等の中で実施する方法と、魅力向上等を目的とした別枠の財源を 設ける方法のどちらが事業実施上望ましいか、今回のサウンディングでご意見をお聞かせくださ い。
64	サウンディング 調査実施要領	P15/IV1(5)ウ 地 域共創・還元ス キーム	地域共創・還元について、金銭的寄付やイベント実施に加え、コミュニティマネージャーによる 相談・伴走支援、地域団体の活動立上げ支援、担い手育成等の人的投資についても、地域への非 金銭的還元として評価することは可能でしょうか。	お示しの取組について、地域への還元に資する取組として評価対象となり得ると考えています。 具体的な評価項目等については、事業者選定委員会での審議を踏まえて決定します。
65	サウンディング 調査実施要領	実施要領P15、参 考資料P11	地下駐車場利用料金収入は全額指定管理者収入となる認識でよいでしょうか。	利用料金収入は指定管理者に帰属することを基本とします。ただし、一定の収入水準を上回った 場合の還元等を含む収益・リスク分担の仕組みについては、No.19の回答のとおり今後整理しま す。
66	サウンディング 調査実施要領	実施要領P15、参 考資料P11	売上（月別、日別、日別もしくは曜日別）、利用台数（利用時間別、利用時間帯別）のデータ開 示開示いただけますでしょうか。	市が保有する範囲で、公募時に可能な限り開示する予定です。
67	サウンディング 調査実施要領	実施要領P15、参 考資料P11	市への納付金や利益還元の基準は設定される予定でしょうか。	基準を設定することは想定しておらず、事業者からの提案内容を踏まえ、協議の上で決定する予 定です。
68	サウンディング 調査実施要領	実施要領P15、参 考資料P11	現状の駐車場管制機器は所有は茨木市でしょうか、もしくは事業者の設置でしょうか。	NO.12の回答をご参照ください。
69	サウンディング 調査実施要領	実施要領P15、参 考資料P11	利用料金改定の提案は可能でしょうか。	NO.12の回答をご参照ください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
70	サウンディング調査実施要領	16 IV 2（2）応募者の資格 カ	特定公園施設の建設に関する参加要件について、実施要領には「市内工事業者の活用」の記載がありますが、そのほかに建設業務及び設計業務に求められる要件があればご教示ください。 例えば、建設業務における特定建設業許可の要否や土木一式工事の経営事項審査（総合評定値）の基準、設計業務における建築設計・土木設計の資格要件・実績要件等を設定される予定はありますでしょうか。	設計・監理業務については、実施要領に記載の要件を想定しています。建設業務についても、現行の参加要件を基本とし、サウンディングでのご意見等も踏まえ、公募時に最終的な要件をお示しします。
71	サウンディング調査実施要領	17-20 IV 3 リスク分担（案）	指定管理期間が最大20年間と長期にわたることを踏まえ、物価変動及び人件費（最低賃金・労務単価）上昇に係るリスク分担について、指定管理料の改定（スライド）条項を設ける想定の有無をご教示ください。前回サウンディング（質疑回答No.56）では「検討中」とのことでしたが、その後の整理状況をご教示ください。	No.18の回答をご参照ください。
72	サウンディング調査実施要領	p18-19/IV 3（イ）（ウ）リスク分担	解体工事と事業者側工事との責任・リスク分担はどう想定されていますか。	解体工事は市が実施し、完了後、更地の状態で竣工図等の関係資料とあわせて事業者へ引き渡すことを想定しています。 引渡し後の事業者側工事に係る責任は、原則として事業者に帰属します。 ただし、解体工事に起因する不具合や、引渡し時点で事業者が通常確認することが困難な支障が判明した場合の取扱いについては、原因及び影響を確認の上、市と事業者で協議することを想定しています。
73	サウンディング調査実施要領	P20/IV3(ウ)指定管理業務のリスク分担（申請受付、苦情等対応、事故対応）	市民・地域団体が主体となって公園内で活動・イベントを行う場合、行為許可等の手続支援、事故・苦情対応、保険加入、安全管理等について、主催者、指定管理者、市の責任分担をどのように想定されていますか。また、指定管理者が活動立上げを伴走支援する場合の責任範囲も併せてご教示ください。	活動・イベントの実施主体が、必要な許可手続、安全管理、保険加入及び当該活動に起因する事故・苦情対応等について責任を負うことを基本とします。指定管理者は、行為許可等の手続支援や施設利用上の調整、必要な安全確認等を担い、市は許可権者として必要な判断を行うことを想定しています。 指定管理者が活動の立上げを伴走支援する場合についても、支援を行ったことのみをもって主催者としての責任を負うものではなく、具体的な関与内容に応じて責任範囲を整理することを想定しています。
74	サウンディング調査実施要領	p20 IV 3（ウ）指定管理業務のリスク分担／施設の修繕等	「予算の範囲内における経常維持修繕工事」（指定管理者）と「大規模改修」（市）の区分について、金額の閾値（例：1件〇〇万円未満）又は判断基準をご教示ください。あわせて、年度当たりの修繕費の上限枠を設定する想定があるかご教示ください。	No.25の回答をご参照ください。
75	サウンディング調査実施要領	実施要領P20、参考資料P11	駐車場設備の大規模修繕・更新の予定、責任区分をお示しく下さい。	No.25の回答をご参照ください。
76	サウンディング調査実施要領	実施要領P20、参考資料P11	精算機、発券設備、監視設備等の更新履歴を開示いただけますでしょうか。	公募時に可能な限り開示する予定です。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
77	サウンディング調査実施要領	実施要領P21	設置管理許可及び指定管理期間の更新時に求められる条件をご教示ください。	認定公募設置等計画、協定及び要求水準等を適切に履行していることを基本とします。更新時の取扱いについては、関係法令及び協定等に基づき判断します。
78	サウンディング調査実施要領	実施要領P21	更新時の再公募の可能性はありますでしょうか。	2040年の更新時に再公募を行うことは基本的に想定しておらず、認定期間を通じて選定事業者に継続的に事業を実施いただくことを基本としています。ただし、更新にあたっては、認定公募設置等計画、協定及び要求水準等の履行状況を踏まえて判断します。
79	サウンディング調査実施要領	22 IV 4（2）公募スケジュール	公募スケジュール（暫定版）について、公募設置等指針の公表時期、提案書の提出期限、事業者選定及び議会議決の時期の目安をご教示ください。あわせて、公募までの間に現地見学会や追加の情報開示（インフラ図面、測量データ、既存施設の図面等）の予定があるかご教示ください。	令和9年春頃に公募を開始し、秋頃の認定計画提出者の決定を予定しています。具体的な提案書提出期限、選定及び議会議決の時期については、公募時にお示しします。 あわせて、公募時には、インフラ図面、測量データ、既存施設図面等について、市が保有する資料を可能な範囲で開示する予定です。現地見学会等の実施についても、公募時にお示しします。
80	サウンディング調査実施要領	p2 II（1）対象施設の概要（管理形態・地下駐車場）	グラウンドは地下駐車場の上部に位置しますが、(1)積載荷重の制限、(2)アンカー・杭打ち・掘削等の制約、(3)仮設テント・ステージの設置や車両乗入れ等イベント時の制限について、構造上の条件をお示しください。あわせて防水層の状態及び更新計画をご教示ください。	現在も祭りやイベント等で多くの来場者を受け入れており、イベント利用は可能と考えています。 ただし、車両乗入れ、重量物の設置、アンカー・杭打ち・掘削等については、一定の制約が生じる可能性があります。具体的な条件及び関連資料については、公募時にお示しします。
81	参考資料_変更要点等	p2,3/「事業対象エリアの追加」「①事業単位の拡大」「②管理運営の一本化」	地下駐車場及びグラウンドを含め、Park-PFI、中央公園の指定管理、地下駐車場の指定管理及びグラウンド管理を一体的に実施するスキームについて、市として特に期待する効果や、事業者に求める役割・取組があればご教示ください。	各施設を個別に管理するのではなく、一体的な管理運営による効率化や利用者サービスの向上、施設間の相乗効果の発揮を期待しています。 また、事業者には、施設間の利用調整やイベント・情報発信等の連携、自主事業の創出、地域団体・市民活動・まちづくり会社等との連携を通じて、公園単体にとどまらず、周辺市街地を含むエリア全体の魅力・価値の向上につなげる役割を期待しています。「参考資料_変更要点等」をご参照ください。
82	参考資料_変更要点等	P4/「パークセンターの追加による管理運営機能の強化」	パークセンターについて、利用案内・受付等の公園管理機能に加え、市民活動の相談・伴走支援、地域団体とのコーディネート、イベントの企画・運営支援、情報発信等が想定されています。これらのうち、指定管理者の必須業務として想定する範囲と、事業者の提案に委ねる範囲をそれぞれご教示ください。	利用案内・受付等の基本的な公園管理機能は、指定管理業務として求めることを想定しています。 市民活動の相談・伴走支援、地域団体とのコーディネート、イベントの企画・運営支援、情報発信等については、その役割自体は重視していますが、具体的な実施内容や体制、活動量については事業者提案に期待しています。今回のサウンディングでは、どの程度の関与・取組が可能かについてご意見をお聞かせください。
83	参考資料_変更要点等	P4/「パークセンターの追加による管理運営機能の強化」	パークセンターに期待する成果について、「公園利用の満足度向上」「市民活動や地域の活性化」「イベント・交流の促進」「中央公園・エリアの魅力向上」「多様な主体による共創の推進」が示されていますが、市として特に重視する成果や優先順位があればご教示ください。	市としては、いずれも重要な成果と考えており、現時点で特定の項目に優先順位を設けることは想定していません。これらを総合的に高めるための取組や運営のあり方について、事業者提案に期待しています。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
84	参考資料_変更 要点等	P4/「パークセン ター追加による管 理運営機能の強 化」	パークセンターでは、市民活動団体や地域団体、おにクル等との連携が想定されています。おにクル内の茨木市市民活動センター「きゃぱす」をはじめ、既存の市民活動支援機能について、現在の主な支援内容、利用・活動実績、成果及び課題をご教示ください。また、第二期整備後のパークセンターと、きゃぱす・おにクル指定管理者との間で、市民活動の相談・伴走支援、活動場所の提供、イベント支援、情報発信等をどのように役割分担・連携することを想定されているかご教示ください。	「きゃぱす」では、市民活動に関する相談・伴走支援、情報提供、活動場所の提供、講座・イベント等を実施しています。具体的な支援内容や活動実績等については、きゃぱすの公開情報をご参照ください。 パークセンターの基本的な考え方については、No.11の回答をご参照ください。その上で、きゃぱす等の既存機能との重複を避けつつ、公園という場を活かした活動の立上げや実施、イベント展開、情報発信、地域との連携等を支える役割を想定しています。 具体的な役割分担や連携方法については、今回のサウンディングでのご提案・ご意見も踏まえ、整理します。
85	参考資料_変更 要点等	p4-5/「まちづく り会社との連携に よる公園とまちの 一体的なマネジメ ントの強化」③提 案段階からの連 携、④公平性・情 報管理／「パーク センターの追加に よる管理運営機能 の強化」④	FICベースや市民団体等がパークセンター等を活動拠点として利用する場合、当該スペースの整備・賃借・維持管理等に係る費用負担について、市として現時点で想定されている考え方があればご教示ください。	パークセンターの規模や空間構成については、No.11の回答のとおりで、FICベースや市民団体等の専用拠点となるスペースを設けることも前提としていません。 具体的な空間構成や利用方法については、パークセンターに求める役割を踏まえた事業者提案に期待しています。なお、各団体による利用が生じる場合の費用負担については、その利用形態に応じて整理することを想定しています。
86	参考資料_変更 要点等	p4/「パークセン ターの追加による 管理運営機能の強 化」①～④	パークセンターについて、「管理機能と市民の交流・打合せ・休憩等に利用できる共用空間を併せもつ規模」とされていますが、市として想定している必要諸室・機能及び規模（延床面積等）があればご教示ください。	必要諸室・機能及び規模については、No.11の回答をご参照ください。現時点で、必要床面積や部屋数等を規定することは想定しておらず、パークセンターに求める役割を踏まえた事業者提案に期待しています。
87	参考資料_変更 要点等	参考資料P4、実施 要領P12～13	パークセンターの維持管理費は指定管理料に含まれる想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
88	参考資料_変更 要点等	参考資料P4、実施 要領P12～13	市が想定する職員配置及び開館時間の考え方をご教示ください。	必要諸室・機能及び規模については、No.11の回答をご参照ください。現時点で、必要床面積や部屋数等を規定することは想定しておらず、パークセンターに求める役割を踏まえた事業者提案に期待しています。
89	参考資料_変更 要点等	参考資料P4、実施 要領P12～13	貸室や自主事業による収益事業は可能でしょうか。	可能とする想定です。ただし、パークセンターの基本的な役割についてはNo.11の回答をご参照ください。 貸室や自主事業の具体的な内容、料金設定、収益の取扱い等については、事業者提案を踏まえ、市と協議の上整理することを想定しています。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
90	参考資料_変更 要点等	P5/「まちづくり会 社との連携による 公園とまちの一体 的なマネジメント の強化」	本事業では、FICベースとの連携により、地域ネットワークやエリアマネジメントの知見と民間事業者の企画・運営力を組み合わせ、公園内外を横断したイベント、情報発信、市民活動支援等を展開することが想定されています。FICベース、指定管理者及びおにクル指定管理者について、市として現時点で想定する役割・責任範囲をご教示ください。特に、①地域プレイヤー・民間事業者とのネットワーク形成、②イベント等の企画・誘致、③市民活動の相談・伴走支援、④情報発信、⑤公園外を含むエリアマネジメントについて、各主体の役割分担や連携方法の考え方があればご教示ください。	現時点では、FICベースは地域プレイヤーや民間事業者とのネットワーク形成、公園外を含むエリアとの連携・調整、指定管理者は公園をフィールドとした企画・運営、市民活動支援、情報発信等を担うことを基本に想定しています。 また、きゃばす等の既存の市民活動支援機能とも連携し、おにクルを含む既存の地域ネットワークと本事業をつなぎながら、それぞれの強みを活かした取組を展開することを期待しています。 ①～⑤については、各主体の役割を固定するのではなく、相互に連携しながら取り組むことを想定しています。具体的な役割分担や連携方法、必要に応じた情報共有・企画調整の仕組みについては、今回のサウンディングでのご提案・ご意見も踏まえて整理します。
91	参考資料_変更 要点等	P5/「まちづくり会 社との連携による 公園とまちの一体 的なマネジメント の強化」	市、指定管理者、FICベース、おにクル指定管理者、地域団体等が継続的に情報共有・企画調整を行う場として、定例の運営協議会やエリアマネジメント会議等を設置する想定はありますか。設置する場合、事務局・招集・議題設定等を担う主体についてもお教示ください。	本事業では、中央公園全体としての一体的な活用を図るとともに、おにクルとの連携や周辺市街地への波及を目指しているため、市、指定管理者、FICベース、おにクル指定管理者、地域団体等が継続的に情報共有・企画調整を行う仕組みは必要になると考えています。 本事業の指定管理者には、中央公園側の企画・運営の中心的な担い手として、FICベースやおにクル等とも連携しながら、関係主体との連携を牽引していく役割を期待しています。 具体的な会議体の構成、開催頻度、事務局・招集・議題設定等については、事業者のノウハウを活かした提案を期待しています。
92	参考資料_変更 要点等	P5/「まちづくり会 社との連携による 公園とまちの一体 的なマネジメント の強化」	公募時にコミュニティ・エリアマネジメントに関する提案を具体化するため、市として公募までに開示予定の情報（既存市民活動・地域団体の活動実績、FICベースの取組実績、おにクルとの連携実績、既存イベント実績、地域課題・ニーズ調査等）があればご教示ください。	提案の具体化に資する関連情報については、公表可能な範囲で、公募時にお示しする予定です。 特に必要な情報がある場合は、今回のサウンディングで具体的にお聞かせください。
93	参考資料_変更 要点等	P5/「まちづくり会 社との連携による 公園とまちの一体 的なマネジメント の強化」	FICベース、指定管理者、おにクル指定管理者について、市民活動支援、地域事業者との連携、イベント、情報発信、公共空間活用、エリアマネジメント等の各機能において、市として期待する役割・責任範囲をご教示ください。	No.90の回答をご参照ください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
94	参考資料_変更 要点等	P5/「まちづくり会社との連携による公園とまちの一体的なマネジメントの強化」	FICベースとの連携について、日常的な企画・調整の主体、最終的な意思決定者、定例会議等の協議体の設置など、供用開始後の具体的なガバナンス体制について市として想定があればご教示ください。	FICベースとの連携については、No.90の回答をご参照ください。 日常的な企画・調整の主体や協議体のあり方については、FICベースとの協議を踏まえ、それぞれの強みを発揮できる役割分担・連携体制を事業者から提案いただくことを想定しています。 最終的な意思決定については、各主体の権限・責任の範囲に応じて行い、市の判断を要する事項については市が決定します。
95	参考資料_変更 要点等	P5/「まちづくり会社との連携による公園とまちの一体的なマネジメントの強化」	FICベースが有する地域ネットワークについて、事業開始後に指定管理者が共有・活用できる地域団体、商店街、企業等との既存ネットワークや活動情報の範囲、またFICベース側に期待される具体的な人的関与（担当者配置、企画支援、地域調整等）をご教示ください。	FICベースが有する地域ネットワークや活動情報の共有・活用方法、担当者配置、企画支援、地域調整等の具体的な関与については、FICベースと事業者との協議により、双方の強みを活かせる役割分担・連携方法を整理いただくことを想定しています。 今回のサウンディングでは、効果的な連携に必要と考える情報共有や関与のあり方について、ご意見をお聞かせください。
96	参考資料_変更 要点等	p5/「まちづくり会社との連携による公園とまちの一体的なマネジメントの強化」①連携の位置付け、②連携イメージ	FICベースとの連携について、パークセンター等にFICベースの活動拠点・常駐スペース等を設けることについて、市として想定または期待されているでしょうか。	現時点で、FICベースの常駐スペースや専用の活動拠点を設けることは前提としていません。 一方、より効果的なエリアマネジメントや連携体制を構築する上で有効と考えられる場合には、FICベースとの協議や事業者提案を踏まえ、活動拠点・スペースの設置について検討することは可能です。
97	参考資料_変更 要点等	参考資料P5、実施要領P6	まちづくり会社（FICベース）との連携については必須でしょうか。	現時点では、公園とまちの一体的なマネジメントを進める上で、FICベースとの連携に期待しています。今回のサウンディングでは、具体的な連携内容や役割分担、実施条件等について対話を行い、公募時の条件としてどの程度位置付けるかも含めて整理したいと考えています。
98	参考資料_変更 要点等	参考資料P5、実施要領P6	まちづくり会社（FICベース）との想定される役割分担があればご教示ください。	現時点で役割分担を固定することは想定していません。FICベースとの対話を通じて、それぞれの強みを活かせる連携内容や役割分担について、事業者からご提案いただきたいと考えています。
99	参考資料_変更 要点等	参考資料P5、実施要領P6	まちづくり会社（FICベース）との提案作成前の個別協議は可能でしょうか。	可能です。ただし、公平性の観点から一定のルールを設ける可能性があります。NO.3の回答も併せてご参照ください。
100	参考資料_変更 要点等	P6/「公園単体からエリア全体の価値向上を重視した管理運営へ」	周辺市街地を含めたエリア全体の価値向上が求められていますが、公園区域外で行う地域団体・商店街・学校・企業等との連携調整、回遊促進企画、情報発信等について、指定管理者の業務として想定する範囲と、FICベース等が担う範囲をご教示ください。	No.90の回答をご参照ください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
101	参考資料_変更 要点等	P6/「公園単体から エリア全体の価値 向上を重視した管 理運営へ」	エリア全体の賑わい・魅力向上について、来園者数やイベント開催数等に加え、市民・地域主体による活動の新規創出数、継続率、連携主体数、地域主体が自走した取組数、おにクル・周辺市街地への回遊等を成果指標として設定・評価する考えはありますか。	現時点で具体的な成果指標を設定することは想定していません。一方で、事業効果を継続的に把握・評価することは重要と考えており、事業の特性や提案内容に応じたKPIやモニタリング方法について、事業者からの提案を期待しています。
102	参考資料_変更 要点等	P6/「公園単体から エリア全体の価値 向上を重視した管 理運営へ」	本事業では「多様な主体が主体的に関わり続ける共創のまちづくり」を目指すとされています。市として想定する「多様な主体」及び、事業開始後に指定管理者が重点的に発掘・育成・連携すべき地域プレイヤーのイメージ（市民団体、学生、学校、商店街、企業等）があればご教示ください。	現時点で特定の主体に限定することは想定しておらず、市民団体、学生・学校、商店街、地域事業者、企業等、多様な主体との連携を期待しています。 重点的に発掘・育成する対象についても限定せず、地域の状況や提案内容を踏まえ、幅広い主体が継続的に関わる仕組みをご提案いただきたいと考えています。
103	参考資料_変更 要点等	P6/「公園単体から エリア全体の価値 向上を重視した管 理運営へ」	おにクルには市民活動の拠点機能がある一方、C・Dエリアは「まちなかをつなぐハブ拠点」と整理されています。おにクル側の市民活動支援機能と、新たなパークセンターに期待する市民活動・地域連携機能について、市として想定する役割分担をご教示ください。	No.84の回答をご参照ください。
104	参考資料_変更 要点等	P6/「公園単体から エリア全体の価値 向上を重視した管 理運営へ」	おにクル、市民活動センター等で相談を受けた市民・団体を中央公園での活動につなぐ場合、また逆にパークセンターで把握した活動をおにクル等へつなぐ場合の、相談受付・紹介・活動支援・情報共有等の連携フローについて、市として期待する考え方があればご教示ください。	おにクル、市民活動センター、パークセンター等で把握した市民・団体の活動については、各施設の指定管理者及び市の関係課が連携し、活動内容や希望に応じて相互に紹介・接続できる仕組みを構築したいと考えています。 具体的な相談受付、情報共有、活動支援等のフローについては、各主体の役割を踏まえ、事業者提案も参考に整理します。
105	参考資料_変更 要点等	p6/「公園単体から エリア全体の価値 向上を重視した管 理運営へ」	IBALAB@広場等で市民とともに活動やルールづくりを進めてきた実績について、これまでに形成された市民・団体・事業者等のネットワーク、代表的な活動実績、継続上の課題、第二期整備後も継承したい取組や運営上の知見をご教示ください。	具体的なネットワークや活動実績等については、市HP（広場活用社会実験「IBALAB@広場」まとめ）及び公園緑地課公式SNS等をご参照ください。
106	参考資料_変更 要点等	p6/「公園単体から エリア全体の価値 向上を重視した管 理運営へ」①対象 範囲、②地域との 連携、③エリア価 値の向上	本事業では、中央公園単体ではなく、おにクルや周辺市街地を含めたエリア全体の魅力・価値向上を重視されていますが、市として特に連携・回遊を期待する施設・エリアや、事業者に期待する役割があればご教示ください。	本市のまちづくりに関する上位・関連計画の方向性も踏まえ、エリア全体の魅力・価値向上につながる取組をご提案いただきたいと考えています。 具体的な連携先や回遊の仕掛け、事業者が担う役割については、今回のサウンディングでご提案・ご意見をお聞かせください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
107	参考資料_変更 要点等	p7-8/「小川水路 を含めた一体的な 空間整備」③水辺 空間を生かした多 様な提案／「小川 水路の状況」	小川水路について、北側の既存親水空間との連携・役割分担を踏まえた整備・活用を想定されていますでしょうか。市として期待する小川水路周辺の具体的な役割や機能があればご教示ください。	参考資料に示すとおり、市として具体的な役割や機能をあらかじめ固定することは想定していません。北側の既存親水空間との関係も踏まえ、小川水路周辺をどのように整備・活用することが効果的か、今回のサウンディングでご提案・ご意見をお聞かせください。
108	参考資料_変更 要点等	p7/「小川水路を含 めた一体的な空間 整備」①C・Dエリ アの一体利用に向 けた整備方針～④ 管理性・安全性を 踏まえた施設計画	前回は市による小川水路のカルバート化を予定されていたところ、今回は事業者による整備・利活用を検討する方針へ変更されていますが、この方針転換に至った背景・狙いについてご教示ください。	「参考資料_変更要点等」P.7「小川水路を含めた一体的な空間整備」に示すとおりです。
109	参考資料_変更 要点等	P9 福祉文化会館 の解体および引渡 し状況の計画	市民会館跡地の地下躯体（特にGL-2m以下の埋戻し部分や基礎・既存構造物）がわかる構造図・地盤図等の詳細図面をご提供（またはデータ開示）いただくことは可能でしょうか。併せて、引渡し状態断面図の資料でご共有いただくことは可能でしょうか。（スロープ部分はGL±0の埋戻しと読み取れるのですが、本体部分はGL-2mまでとなっているので、境界部分がどのような形状での引渡しとなるのかを確認させていただきたく存じます。）	地下躯体、基礎、地盤条件及び引渡し状態が分かる詳細図面等については、公募時に開示する予定です。
110	参考資料_変更 要点等	p9/「福祉文化会館 の解体および引渡 し状況の計画」	既存建物の解体完了時の敷地状態はどのような状態でしょうか。引き渡し時のGL・造成レベルはエリアによって異なるのでしょうか。	GLまで埋戻した状況での引渡しを想定しています。
111	参考資料_変更 要点等	参考資料P9	福祉文化会館解体及び地下構造物撤去に係る詳細計画をご開示いただけますでしょうか。	No.109の回答をご参照ください。
112	サウンディング 調査実施要領	参考資料P9	解体工事の遅延や想定外地下埋設物が発見された場合のリスク分担はどのように想定されていますでしょうか。	NO.72の回答をご参照ください。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
113	参考資料_変更 要点等	P12/IV1（4）② （イ）パークセン ター	パークセンターについては、「公園利用の満足度向上」「市民活動や地域の活性化」「イベン ト・交流の促進」「中央公園・エリアの魅力向上」「多様な主体による共創の推進」等の成果が 示されています。これらのうち、市として特に重視する成果や、公募時の提案・評価において重 点を置く取組があればご教示ください。あわせて、パークセンターに求める役割について、日常 的な市民活動・コミュニティ形成の支援と、イベント等による賑わい創出をどのようなバランス で想定されているかご教示ください。	パークセンターに求める役割については、No.11等の回答をご参照ください。特定の成果や取組に あらかじめ優先順位を設けることは想定しておらず、パークセンターの役割を踏まえ、各成果を 総合的に高める提案を期待しています。
114	参考資料_変更 要点等	地下駐車場の収支 状況	事業期間中の設備投資検討のため、①建築図面および設備図面（換気・消火・電気・管制システ ム等）、②過去の「修繕履歴」、③今後の「中長期修繕計画（劣化診断結果、機器〔発券機、防 水、機械式換気扇ほか〕の更新時期等）」をご開示ください。 詳細な稼働シミュレーションのため、①時間帯別・曜日別の稼働率データ、②定期利用と時間貸 しの内訳　をご提供ください。 また、既存定期利用者における契約条件に関するデータの開示もお願いいたします。 提示された収支資料について、資料に記載されていない「簿外債務」や「簿外条件（既存管理者 と市の間の暗黙の無償作業、特殊な割引協定、リース契約の残債等）」は一切存在しない認識で よいかご教示ください。 また、事業引き継ぎ後に事後判明した場合、指定管理料の増額や市による補填が担保されるか確 認したい。	前段について、①～③については、市が保有する資料・データを整理の上、開示可能な範囲で公 募時に開示する予定です。 後段について、収支資料に記載のない契約条件や債務等について、現時点で市が把握しているも のがある場合は、公募時にあわせてお示しします。事業開始後に新たな事実が判明した場合の取 扱いについては、その内容、原因及び事業への影響等を踏まえ、市と指定管理者で協議します。
115	参考資料_変更 要点等	地下駐車場の収支 状況	収支状況の注記に「別途、市への納付金あり（総括シートに記載）」とありますが、直近3か年 の納付金の額及び算定方法（定額／収入連動等）をご教示ください。	駐車場全体（28か所）管理業務で直近3か年の納付金額は、R7年度163,009千円、R6年度 162,854千円、R5年度207,224千円です。 納付金については、指定管理者が事業計画提出時に提案した額を採用しているため、市は算定方 法を把握しておりません。
116	参考資料_変更 要点等	地下駐車場の収支 状況	地下駐車場の設備（駐車管制システム、機械・電気・換気設備、防水・躯体等）について、(1)直 近の改修履歴と今後20年間に想定される大規模改修・更新の時期及び費用規模、(2)これらの費用 負担区分（市／指定管理者）、(3)支出項目「リース費」の内容及び指定管理者交代時の契約承継 の可否をご教示ください。	(1) 直近の改修履歴及び今後想定される大規模改修・更新については、市が保有する資料を整理の 上、公募時に可能な範囲でお示しする予定です。 (2) No.25の回答をご参照ください。 (3) 「リース費」の内容及び指定管理者交代時の契約承継の可否については、確認の上、公募時に お示しします。No.12の回答も併せてご参照ください。
117	参考資料_変更 要点等	地域優先枠の利用 実績	参考資料の「地域優先枠」の利用実績を踏まえ、優先枠の設定根拠を教えてください。また、事 業者の提案により優先枠の提供時間数や条件を削減・見直しすることは可能かご教示ください。	NO.37の回答をご参照ください。
118	参考資料_変更 要点等	地域優先枠の利用 実績	参考資料は地域優先枠の実績のみですが、一般利用・大会利用を含めたグラウンド全体の予約状 況・稼働率（年度別・月別・曜日／時間帯別）をご教示ください。	一般利用・大会利用を含むグラウンド全体の予約状況・稼働率については、市が保有する範囲で 整理の上、公募時に開示する予定です。

No.	該当資料	頁数・項目	質疑	回答
119	参考資料_変更 要点等	福祉文化会館の解体および引渡し状況	新築建物の杭打設・干渉検討に不可欠なため、①存置される地下躯体（GL-0.75m～等）の構造図・詳細図面（基礎伏図、杭伏図、スラブ厚や地中梁の位置等）、②存置される地下躯体の深さ（GL-0.75m～等）に関して、設計の基準となる「GLの基準点」は敷地内のどこに設定されるのかご教示ください。 また、新築建物の基礎工事（杭打ち等）のため既存躯体を事業者が解体・コア抜きする必要が生じた場合、その費用は市の負担（整備費等への上乗せは無し）となるのでしょうか。	前段について、No.109の回答をご参照ください。 後段について、事業者の提案する建築計画に伴い、存置する既存躯体の解体・コア抜き等が必要となる場合は、原則として事業者において対応いただくことを想定しています。これに要する費用については、提案する整備内容に含めて見込んでください。
120	参考資料_変更 要点等	福祉文化会館の解体および引渡し状況	インフラ配管ルートについて、躯体存置によりカフェ等への給排水管理設に支障が出る可能性が高い場合、市としてインフラの引き込みルートは担保・事前整備いただけるのか。あわせて電気・上下水等の引込図・容量データを開示ください。	市による引込みルートの事前整備等については、No.15の回答をご参照ください。 電気・上下水道等の既存インフラに関する資料については、No.10の回答をご参照ください。
121	参考資料_変更 要点等	福祉文化会館の解体および引渡し状況	土壌汚染・地中障害物リスクについて、躯体周辺から事前説明に無いアスベスト、土壌汚染、地中障害物が発見された場合、公園工事への影響（工期延長、処理費用等）は市が負担する認識でよいかが教示ください。	No.112の回答をご参照ください。
122	参考資料_変更 要点等	福祉文化会館の解体および引渡し状況	あわせて、対象エリアの「土壌汚染対策法」に基づく地歴調査結果、アスベスト調査報告書の開示をお願いします。 地盤・土質データについて、ボーリングデータ（柱状図・N値）および地下水位データをご開示ください。 詳細資料等のご提供と協議をお願い致します。 park-PFI対象地について以下の断面図のご提供をお願いします。 ○東西横断面（現況及び福祉文化会館解体後） ○以下３カ所の南北横断面 ①グラウンド・地下駐車場・サンクンガーデン部分（現況） ②イバラボ広場部分（現況） ③福祉文化会館部分（現況および解体後） 以前存在した茨木市民会館（ユーアイホール）の図面があればご提供をお願いします。 （特にサンクンガーデン部分）	ご要望の資料については、市が保有する資料を整理の上、公募時に開示する予定です。なお、提案検討に必要な資料については、可能な範囲で適切に情報提供を行います。
123	その他	その他	施設配置に関しては、滞在系エリア、活動系エリア含めて全体を事業者提案にてすることは可能でしょうか。	事業全体のコンセプトや動線、利用特性等を踏まえ、滞在系・活動系エリアを含む施設配置についてご提案ください。